

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年3月28日付け答申第121号)

1 事案の概要

H26.4.16 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件（ 訴訟）に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。当該理由書中に、四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病について「感覚障害が極めて多種多様な原因によって生じる非特異的な疾病であり、その半数以上が原因不明であるとされている上に、被検者の応答に頼らざるを得ないなどの検査手法の限界から、感覚障害が心因性や作為性の症状であるか否かの鑑別することも困難であった」（37頁、38頁）と記載されていた。

県が当該障害を「心因性や作為性の症状」とした、この根拠資料が知りたい。（以下「本件開示請求1」）。

に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求2」）。

県が作為性等として棄却処分した件数が知りたい。（以下「本件開示請求3」）。

以前、環境省の原徳壽環境保健部長（当時）が「ニセ患者」発言をしたことから、当該記載は同省の指示によるものなのか。（以下「本件開示請求4」）。

知事は当該記載を知っているのか。（以下「本件開示請求5」）。

H26.5.30 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

H26.7.10 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H26.7.25 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第161号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。

本件開示請求1について

- ・実施機関が審査会へ提出した理由説明書は「心因性や作為性の症状」との記載を、「感覚障害の原因の判断が困難なことを説明」とのことだが、 氏の感覚障害はメチル水銀曝露によるもので、それを当該判断が困難とするのであれば、県はそれだけの根拠を持った資料を作成したはずである。

本件開示請求2について

- ・ 熊本県が 氏を侮辱してまでも水俣病患者であることを否定するのであれば、それだけの意図をもった協議をしたはずである。
- ・ 本件訴訟以外の水俣病関係訴訟においても当該記載があることから、熊本県はこのことが明るみに出ることを恐れて、当該記載に至る経緯の議事録等を作成しなかったものである。

本件開示請求 3 について

- ・ 「存在しません。」とのことだが、それならば上告受理申立て理由書に記載することはなかったはずである。

それを、熊本県は、上告受理申立て理由書に当該記載したことからして、実施機関はこの棄却処分した件数を当然知っているはずであり、それを異議申立人に開示すべきである。

本件開示請求 4 について

- ・ 「請求内容に係る環境省の指示を示す資料は存在しない。」とのことだが、水俣病認定業務に係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応したことや、意見書は環境省の担当者が試案を作成したこと、さらには環境省の発言からして、同理由書における 氏を「ニセ患者」扱いした表現は、県だけではできるものではなく、環境省の指示がなければ当該記載はできなかったはずである。

本件開示請求 5 について

- ・ 本件上告に当たって、蒲島知事が最終的な判断をしたことからして、当該資料は存在していたはずである。

仮に、実施機関が言うように当該資料が存在しないとするのであれば、これは蒲島知事が当該記載を知っていたことから、この責任が同知事に及ぶことを恐れて、県は当該資料を作成しなかったものである。

(2) 実施機関

本件開示請求 1 について

- ・ 上告受理申立て理由書において、「心因性や作為性の症状」との表現は、感覚障害の原因の判断が困難なことを説明するために同理由書で使用したに過ぎないため、請求に係る根拠資料は存在しない。

本件開示請求 2 について

- ・ 上記(1)のとおり、請求に係る資料は存在しない。

本件開示請求 3 について

- ・ 県が作為性等として棄却処分した件数を示す資料は存在しない。

本件開示請求 4 について

- ・ 請求内容に係る環境省の指示を示す資料は存在しない。

本件開示請求 5 について

- ・ 知事が当該記載を知っているか分かる資料は作成していないため、請求に係る資料は存在しない。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件開示請求1及び2について

異議申立人が、本件訴訟に係る認定申請者の感覚障害を「心因性や作為性」とした根拠資料等を求めているところ、実施機関は、上告受理申立て理由書の当該記載は、本件訴訟に係る認定申請者について述べたものではなく、一般的に、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために、県の主張として記載したものであると説明しており、心因反応による感覚障害等について説明されている専門書等もあることからすれば、本件開示請求1及び2に係る行政文書は存在しないとする実施機関の上記説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

本件開示請求3について

異議申立人は、上記2(1)のとおり主張しているが、上記のとおり、実施機関は、一般的に感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために、専門書等にも使われている当該表現を用いたものであり、「心因性や作為性」を理由とした棄却処分の事例もないことからすれば、本件開示請求3に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

本件開示請求4について

異議申立人は、上記2(1)のとおり主張しているが、本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、上告受理申立て理由書の作成については県がその役割を担当したものであり、当該記載について、環境省の指示はないため、本件開示請求4に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

本件開示請求5について

上告受理申立て理由書の記載内容については、関係規程に従い、政策審議監が決裁を行っており、知事が当該理由書の記載内容を把握していると確認できる文書は存在しないため、本件開示請求5に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(3) 付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、

明確に認識しうるものとはいい難い。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われることを強く望むものである。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成26年 7月25日（諮問第161号）
答申日	：平成28年 3月28日（答申第121号）
事案名	：水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載事項に係る「根拠資料」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載事項に係る「根拠資料」等について、平成26年5月30日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成26年4月16日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件（訴訟）に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。当該理由書中に、四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病について「感覚障害が極めて多種多様な原因によって生じる非特異的な疾病であり、その半数以上が原因不明であるとされている上に、被検者の応答に頼らざるを得ないなどの検査手法の限界から、感覚障害が心因性や作為性の症状であるか否かの鑑別することも困難であった」（37頁、38頁）と記載されていた。

県が当該障害を「心因性や作為性の症状」とした、この根拠資料が知りたい。（以下「本件開示請求1」という。）

に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求2」という。）

県が作為性等として棄却処分した件数が知りたい。（以下「本件開示請求3」という。）

以前、環境省の原徳壽環境保健部長（当時）が「ニセ患者」発言をしたことから、当該記載は同省の指示によるものなのか。（以下「本件開示請求4」という。）

知事は当該記載を知っているのか。（以下「本件開示請求5」という。）

- 2 平成26年5月30日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開

示決定」という。)を行った。

- 3 平成26年7月10日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成26年7月25日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本来実施機関は、本件不開示決定通知書において謝罪の意を表すべきであり、それを怠ったことから、異議申立人は、本件不開示決定処分を受け入れることができなかった。
- (2) 上告受理申立て理由書での「作為性」等の記載は、 氏を「ニセ患者」扱いするものであり、これは人権侵害の何物でもないことから、熊本県は、異議申立人に対してこの根拠を示すべき、開示すべきである。
- (3) 本件開示請求1について

実施機関は、同理由書記載を人ごとのように考えているが、当事者である 氏にとって「ニセ患者」扱いは、熊本県による人権侵害の何物でもないことから、実施機関は異議申立人に対してこの根拠を示すべき、開示すべきである。

「感覚障害の原因の判断が困難なことを説明するために同理由書で使用したに過ぎない」とは、実施機関は、あまりにも無責任である。

そればかりか、 氏を長い年月にわたって放置してきた県の責任を曖昧にするもので、それが感覚障害のみの 氏を「ニセ患者」扱いするといった、県の人権意識の欠落を表現したものが、上告受理申立て理由書における当該記載であった。

しかも、実施機関が審査会へ提出した理由説明書は当該記載を、「感覚障害の原因の判断が困難なことを説明」とのことだが、 氏の感覚障害はメチル水銀曝露によるもので、それを当該判断が困難とするのであれば、県はそれだけの根拠を持った資料を作成したはずである。

仮に、実施機関が言うとおりに当該資料が存在していないのであれば、これは県の怠慢である。

「根拠資料は存在しない。」ということが、異議申立人には納得できないのである。それは、熊本県が作成した「審査会資料説明書(総

論)」同様に、上告受理申立て理由書が 氏を「ニセ患者」扱いするのであれば、それだけの根拠を持ったものがあり、それを蒲島知事らは最高裁へ提出したことからして、当該資料は、当然作成していたはずである。

(4) 本件開示請求2について

熊本県が 氏を侮辱してまでも水俣病患者であることを否定するのであれば、それだけの意図をもった協議をしたはずである。

しかも、県は、当該記載したものを最高裁に提出したことからして、実施機関は、この協議の議事録を異議申立人に明らかにすべきである。

本件訴訟以外の水俣病関係訴訟においても当該記載があることから、熊本県はこのことが明るみに出ることを恐れて、当該記載に至る経緯の議事録等を作成しなかったものである。それ故、「請求に係る資料は存在しない。」という説明は、県の情報隠しにほかない。

(5) 本件開示請求3について

「存在しません。」とのことだが、それならば上告受理申立て理由書に記載することはなかったはずである。

それを、熊本県は、上告受理申立て理由書に当該記載したことからして、実施機関はこの棄却処分した件数を当然知っているはずであり、それを異議申立人に開示すべきである。

熊本県公害健康被害認定審査会が気分や環境的等をもって、当該判定をするのであれば、「作為性等として棄却処分した件数を示す資料は存在しない。」とのが、異議申立人には、不自然でならないのである。

しかも、同審査会の判定は、水俣病被害者の人生を左右するほどのものであることからして、県は、当該処分件数を記録し、それを当然残していたはずである。

仮に、実施機関がいう当該資料が存在しないとするのであれば、それは、県が 氏のような当該症候の人たちを切り捨て、放置を行っていたことから、当該資料を作成していなかったものである。

(6) 本件開示請求4について

以前、環境省の職員が「ニセ患者」発言したことから、異議申立人は、当該記載が同省の指示があったものとする。

しかし、実施機関の不開示理由は、「環境省の指示を示す資料は、存在しません。」というものであった。だが、熊本県は、水俣病認定業務に係る訴訟について「医学的説明に関する事柄については環境省が対応」としていることからして、同省の指示がなければ当該記載には至らなかったはずであり、実施機関は、この指示した資料を開示すべきである。

「請求内容に係る環境省の指示を示す資料は存在しない。」とのことだが、水俣病認定業務に係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応したことや、意見書は環境省の担当者が試案を作成したこと、さらには環境省の発言からして、同理由書における氏を「ニセ患者」扱った表現は、県だけではできるものではなく、環境省の指示がなければ当該記載はできなかつたはずである。

しかも、本件上告に当たって、県は「福岡高裁判決には、水俣病の認定制度の根幹に関わる問題が含まれているということで、国との協議を踏まえ、最終的には知事が行政の長として判断したもの」ということであった。

この協議がなければ、蒲島知事はこの判断ができなかつたことからして、実施機関は、当然当該資料を作成したはずである。

(7) 本件開示請求5について

控訴人側は、熊本県知事らに対して上告取り下げを求めたが、熊本県知事らはこの求めを無視したことからして、熊本県知事が当該記載を知らないはずはないのである。

仮に、「請求に係る資料は、存在しない。」というのであれば、当該記載が悪質極まりない人権侵害であったことから、当該資料を残さなかつたものとする。

「知事が当該記載を知っている資料は存在しない。」としたことに、異議申立人は理解しがたいものがある。

しかも、本件上告に当たって、蒲島知事が最終的な判断をしたことからして、当該資料は存在していたはずである。

仮に、実施機関が言うように当該資料が存在しないとするのであれば、これは蒲島知事が当該記載を知っていたことから、この責任が同知事に及ぶことを恐れて、県は当該資料を作成しなかつたものである。

(8) 当該通知書において、実施機関は謝罪の意を示すべきところを、当該処分としたことに、異議申立人は、熊本県の水俣病被害者の命を軽視する体質を見たのである。この体質こそが、県が 氏を長い年月にわたって放置してきた最大の要因であった。

そこで、異議申立人は、 氏の無念の思いから異議申立てをすることにしたのである。この思いを、実施機関は真摯に受け取ってほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求1について

上告受理申立て理由書において、「心因性や作為性の症状」との表現は、感覚障害の原因の判断が困難なことを説明するために同理由書

で使用したに過ぎないため、請求に係る根拠資料は存在しない。

(2) 本件開示請求2について

上記(1)のとおり、請求に係る資料は存在しない。

(3) 本件開示請求3について

県が作為性等として棄却処分した件数を示す資料は存在しない。

(4) 本件開示請求4について

請求内容に係る環境省の指示を示す資料は存在しない。

(5) 本件開示請求5について

知事が当該記載を知っているか分かる資料は作成していないため、請求に係る資料は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1及び2について

実施機関は、本件開示請求1及び2に係る行政文書の不存在理由について、当審査会に対し、次のように説明している。

ア 異議申立人は、県が、本件訴訟に係る認定申請者の感覚障害が「心因性や作為性」によるものであることを理由として、水俣病患者であることを否定したと主張しており、本件開示請求1及び2は、その根拠資料等を求めたものである。

イ しかし、本件訴訟における上告受理申立て理由書の「心因性や作為性」との記載は、本件訴訟に係る認定申請者について述べたものではなく、一般的に、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために、県の主張として記載したものであり、実際に感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ないところもあり、心因性や作為性によって違う判断が出る可能性もあるということが専門書等にも書かれていることから、当該表現を用いたものであって、異議申立人が求める行政文書は存在しない。

確かに、異議申立人が、異議申立書等において主張する内容からすれば、本件開示請求1及び2は、県が、本件訴訟に係る認定申請者の感覚障害を「心因性や作為性」によるものであるとした根拠資料等を求めたものであることが認められる。

異議申立人が、本件訴訟に係る認定申請者の感覚障害を「心因性や作為性」とした根拠資料等を求めているところ、実施機関は、上記のとおり説明しており、心因反応による感覚障害等について説明

されている専門書等もあることからすれば、一般的に、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために当該表現を用いたものであるため、本件開示請求 1 及び 2 に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

よって、本件開示請求 1 及び 2 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

(2) 本件開示請求 3 について

実施機関は、本件開示請求 3 に係る不開示の理由について上記第 4 のとおり説明しているが、この内容では、作為性等を理由として棄却した事例がないために文書が存在しないのか、あるいは、事例はあるが件数を示す文書が存在しないのか明らかでない。

このため、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 棄却の理由には、おおむね次のようなものがある。

- a 有機水銀に対するばく露が認められない。
- b ばく露が認められても水俣病にみられる症候が認められない。
- c ばく露と症候との間に因果関係が認められない。

イ よって、県が、心因性や作為性を理由として棄却処分をした事例はない。

異議申立人は、県に「心因性や作為性」を理由として棄却処分をした件数が存在しないのであれば、上告受理申立て理由書に当該記載をすることはなかったはずであるため、本件開示請求 3 に係る行政文書を開示すべきである旨主張しているが、上記(1)に記載のとおり、実施機関は、一般的に感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために、専門書等にも使われている当該表現を用いたものであり、「心因性や作為性」を理由とした棄却処分の事例もないことからすれば、本件開示請求 3 に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

よって、本件開示請求 3 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

(3) 本件開示請求 4 について

実施機関は、本件開示請求 4 に係る不開示の理由について上記第 4 のとおり説明しているが、この内容では、環境省の指示がなかったために文書が存在しないのか、あるいは、指示はあったが、その

ことを示す文書が存在しないのか明らかでない。

このため、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 水俣病認定業務は法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから、「国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「法務大臣権限法」という。）第7条に基づいて、法務大臣に訴訟の実施を請求している。

イ 国の訴訟指揮のもと、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）や制度に関する部分は主に環境省が担当し、実務的な審査の内容などについては、主に県が担当している。

ウ 本件訴訟に係る上告受理申立て理由書の作成については、県が担当しており、県と環境省の担当者間における事務的なやり取りはあったが、記載内容について、環境省が作成した部分はなく、環境省からの指示もなかった。

エ よって、本件開示請求4に係る行政文書は存在しない。

異議申立人は、異議申立書等において、実施機関が、本件訴訟における医学的説明は環境省が対応したと説明していることから、環境省の指示がなければ「心因性や作為性」という記載には至らなかったはずであり、県は、環境省が指示した資料を開示すべきである旨主張している。

しかし、本件訴訟については、法務大臣権限法の規定に基づき、県が、法務大臣に対して訴訟の実施を請求し、国と役割を分担しながら対応している状況において、上告受理申立て理由書の作成については県がその役割を担当したものであり、当該記載について、環境省の指示はないため、本件開示請求4に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができる。

よって、本件開示請求4に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

（４）本件開示請求5について

実施機関は、本件開示請求5に係る不開示の理由について、上記第4のとおり説明している。

当審査会としては、上告受理申立て理由書の提出に当たり、知事への決裁手続が行われたのであれば、当該決裁文書が、本件開示請

求5に係る行政文書に該当するのではないかと考えたことから、このことについて、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 当該理由書については、熊本県庁処務規程（昭和36年9月1日訓令甲第29号）により政策審議監が決裁を行うこととなっているため、知事への決裁手続は行っていないが、当該理由書の根本である控訴審判決の対応方針及び上訴手続については、知事が決裁を行っている。

イ なお、知事が決裁を行った「対応方針及び上訴手続」の内容は、本件訴訟の対応方針や当該理由書の要点を簡潔に書いたものである。

このことから、当審査会としては、知事が決裁を行った「対応方針及び上訴手続」の決裁文書が本件開示請求5に係る行政文書に該当するのではないかと考え、当該決裁文書を対象文書として特定しなかったことについて説明を求めたところ、本件開示請求5は、知事が、「上告受理申立て理由書」自体の記載内容を知っていることが分かる文書を求めたものであるため、当該理由書の要点をまとめた当該決裁文書は、対象文書ではないと判断したということであった。

また、当審査会としては、知事が、上告受理申立て理由書の記載内容について決裁を行っていないとしても、知事に対する説明、報告等が行われたのであれば、その際に使用された資料等が本件開示請求5に係る行政文書に該当するのではないかと考えたことから、このことについて実施機関に説明を求めたところ、説明、報告等を行った可能性はあるが、記録としては残っておらず、知事が当該理由書の記載内容を把握していると確認できる文書は存在しないということであった。

上記のとおり、当審査会としては、本件開示請求5に係る行政文書として考えられるものの存否について、実施機関に説明を求めたところであるが、上告受理申立て理由書の記載内容については、関係規程に従い、政策審議監が決裁を行っていることから、本件開示請求5に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

よって、本件開示請求5に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 付帯意見

実施機関は、不存在による不開示決定を行う場合、その理由を提示しなければならないが、この理由の提示については、開示請求者が不存在の理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において具体的に示さなければならない。

しかし、本件不開示決定通知書に記載された内容を見分する限り、その内容は、開示請求者が、実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、明確に認識しうるものとはいえない。

当審査会としては、上記のとおり本件不開示決定の妥当性を判断したところではあるが、本件不開示決定に係る理由付記については、本件開示請求に係る棄却処分の事例の有無や環境省からの指示の有無等について、その根拠も含めて説明を加えるべきであったと考える。

今後、実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、不開示決定に係る理由付記の重要性を十分に認識し、適切な説明が行われることを強く望むものである。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島	正剛
会長職務代理者		原島	良成
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	井寺	美穂

審査の経過

年月日	審査の経過
平成26年 7月25日	・諮問(第161号)

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 6 年 1 0 月 7 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日	・ 審議
平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日	・ 審議
平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成 2 8 年 1 月 2 0 日	・ 審議
平成 2 8 年 2 月 1 7 日	・ 審議
平成 2 8 年 3 月 1 1 日	・ 審議